

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年3月16日 11時28分ごろ
発生場所	沖縄県那覇港軍港岸壁北東方沖 那覇港右舷灯台から真方位140°590m付近 (概位 北緯26°12.5′ 東経127°40.0′)
事故の概要	作業船第十八明祥丸は、後進しながら右回頭中、岸壁に係留中の巡視船りゅうきゅうに衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 巡視船 りゅうきゅう、3,100トン 136767、国土交通省 B 作業船 第十八明祥丸、16トン 296-17950 沖縄、株式会社内間土建
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級（航海） B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 搭載艇ダビッドの曲損、右舷中央部の作業灯に擦過傷 B 船首部の揚貨装置右側に塗料剥離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aほか38人が乗り組み、船首を北西方に向け、軍港岸壁に左舷着けで係留中、B船が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、B船の西方にあるオイルフェンスの回収作業を行う目的で、船首を北東方に向けた状態から後進しながら右回頭し、船首を北西方に向けて同作業開始位置に移動することとし、後進しながら右回頭を開始した。 船長Bは、右回頭を開始する際、船尾方約20mにA船に係留していることに気付いていたものの、20mあればA船に接近することなく無難に右回頭できると思い、後進しながら右回頭を続けていたところ、A船との距離が近くなり、衝突の危険を感じて機関を前進にしたものの惰性そのまま接近を続け、B船の船首部の揚貨装置がA船の右舷中央部に衝突した。 船長Bは、B船を操縦した経験が約5年間で100回以上あり、B船の旋回径を約20mと考えていたが、実際には20m以上であったことに本事故後に気付いた。 船長Bは、A船の南東方海域には他船がいなかったため、前進しな

	<p>がら大きく右旋回し、A船と十分な距離をとった上でオイルフェンスの回収作業開始位置に移動すれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、軍港岸壁に左舷着けで係留中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、後進しながら右回頭中、船長Bが、B船の旋回径を約20mと考えており、20mあればA船に接近することなく無難に右回頭できると思い、右回頭を続けたことから、機関を前進にしたものの惰性そのまま接近を続け、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、軍港岸壁に左舷着けで係留中、B船が、後進しながら右回頭中、船長Bが、B船の旋回径を約20mと考えており、20mあればA船に接近することなく無難に右回頭できると思い、右回頭を続けたため、機関を前進にしたものの惰性そのまま接近を続け、A船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業船の船長は、自船の正確な旋回径を把握しておくとともに、他船が付近に存在する状態で回頭する際は、他船と十分な距離を確保した上で行うこと。